

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2022年2月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2022年1月中旬～2022年2月中旬）

- 国家知的財産権局知的財産権信用管理規定
- 情報安全技術 重要データ識別指針（意見募集稿）

II. 中国法務の現場より

「近時の中国の弁護士事情について」

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2022年1月中旬～2022年2月中旬）

◆ 国家知的財産権局知的財産権信用管理規定¹

国家知的財産権局 2022年1月24日公布、施行

1. はじめに

中国と米国の間で、2021年1月15日に、第1段階の経済貿易協定が締結された。当該協定の第1章では、中国による知的財産権の保護に関する事項（例えば悪意の商標出願の対策及び地理表示の保護等）等が定められており、その影響もあって、中国共産党中央委員会と国務院及びそれぞれの弁公庁は、「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」²（2021年9月22日公表）と「知的財産権保護の強化に関する意見」³（2019年11月24日公表）を公表し、国の政策として知的財産権制度の完全化や最適化を目指す方針を示した。そのうち、知的財産権の信用監督管理システムの構築は当該政策を実現させる方法の一つとして挙げられていた⁴。

2020年以来、中国政府は市場のビジネス環境を改善する一環として、社会信用管理システムの構築作業を進めてきた。これまでに、行政機関等による法定職責の履行過程での信用喪失行為及びその主体の認定、一定の罰則や管理措置の実施を可能にする制度や、一定の条件を満たした場合に厳重信用喪失主体リスト等のブラックリスト⁵に掲載して社会に公開することを可能にする制度等の構築等、社会活動に参加する企業や個人等の信用管理に関する法令や制度が次々と制定・公布されている。

そして近年、知財分野における異常な特許出願⁶、悪意の商標出願、及び特許や商標の出願手続における偽造のインボイスや架空の契約書その他虚偽の資料提出といった悪質な行為が多発しており、このような近時の状況、背景を踏まえ、国家知的財産権局は、知的財産権分野の信用管理システムを構築し、知的財産権の保護を強化する目的で、「国家知的財産権局知的財産権信用管理規定」（以下「管理規定」という。）を公布した。

管理規定は、国家知的財産権局がその法的職責を履行し、公共サービスを提供する過程における信用保証、信用評価、信用を守る主体に対するインセンティブの提供、信用喪失行為に対する懲罰、信用修復等の作業に適用される⁷。

2. 要点とコメント

管理規定は全26か条で構成され、その主要な内容は以下のとおりである。

(1) 信用管理体制の確立

国家知的財産権局による信用管理業務は、全体の推進作業を担当する知的財産権保護司と具体的な

¹「国家知识产权局知识产权信用管理规定」

²「知识产权强国建设纲要（2021—2035年）」

³「关于强化知识产权保护的意见」

⁴知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）第10条、知的財産権保護の強化に関する意見第2条第3項

⁵中国語で「黑名单」

⁶例えば、ペーパーカンパニーを設立し、大量な異常特許出願を行うといった事象が発生している。当局の調査を受けた場合には、速やかにこれらの特許出願を取り下げ、かつペーパーカンパニーを抹消、閉鎖するなどして処罰を逃れようとする事例も少なからず見られている。

⁷管理規定第2条

信用管理作業を担当する各職能機構等によって分担される⁸。

国家知的財産権局の内部機関である知的財産権保護司は、以下に掲げるような、信用管理作業全体の協調や推進を担当する⁹。

- 信用管理システムの構築の推進、監督管理の強化及び各関連作業の協調や促進
- 国家知的財産権局の各職能機構等から収集した信用情報を行政機関間の情報共有用のプラットフォームにおいて共有¹⁰、公開（(3)アにて後述）する業務
- 知財分野の公共信用情報基礎目録¹¹の具体的な条目の編成等の規則作成の業務

特許、商標、地理表示及び集積回路配置設計の審査及び監督管理を担当する国家知的財産権局の各下級機関（特許局、商標局、地理表示製品申請技術審査会議等）及びその授権を受けた機構（以下併せて「各職能機構等」という。）は、信用情報の収集、信用喪失行為の認定及び知的財産権保護司への報告、信用喪失主体への管理措置の実施、及び信用保証、信用評価等の具体的な信用管理業務を担当する¹²。

(2) 信用喪失行為の判断

各職能機構等は、自ら又は他の行政機関等より下された行政処罰、行政裁定や行政確認等に関する法的文書（以下「行政文書」という。）に基づき、信用管理を受ける主体¹³（以下「主体」という。）による以下の行為を信用喪失行為と判断する¹⁴。

ア イノベーションの保護を目的としない非正常特許出願行為

同一名義の重複出願、剽窃的な出願、関連性がある発明の意図的な分散出願、自らの研究開発能力に適合しない出願、特許出願に関する権利の異常転売等の信義則に反し、特許法の出願に関する規定に適合せず、かつ特許管理秩序を乱す行為は、非正常特許出願行為とされる¹⁵。そして、特許局が発行する非正常特許出願の却下通知書は、当該行為が信用喪失行為と判断される法的根拠文書となる。

但し、当該異常な特許出願行為に該当したとしても、即時に改正し、かつ行為の結果を解消することができれば、信用喪失行為とされない可能性もある¹⁶。

イ 悪意の商標出願

中国の商標登録は、先願主義の原則が採用されているところ、正当な権利者に先駆けて出願・登録をし、これを権利者に転売する目的で大量に商標出願する行為が横行しており、このような冒認出

⁸ 管理規定第4条、第5条

⁹ 管理規定第4条

¹⁰ 国務院の「政務情報資源共有管理暫定弁法」（「政务信息资源共享管理暂行办法」）第4条、第5条、第11条等によると、各行政機関は原則的に国家データ共有プラットフォームを通じて政務情報資源を共有する必要がある。

¹¹ 公共信用情報は、行政機関等は法定職責を履行し、公共サービスを提供する過程において発生かつ取得し、信用主体の信用状況を識別、分析及び判断することができる情報と定義され、行政機関等の公共管理機構は、全国公共信用情報基礎目録に掲載される公共信用情報のみ収集することができる（「全国公共信用情報基礎目録（2021版）」（「全国公共信用信息基础目录（2021年版）」）。

¹² 管理規定第5条

¹³ 管理規定に定める信用管理を受ける主体の範囲について、管理規定上明確ではないが、下記(3)アの管理措置の内容等からみると、当該主体は、特許や商標等の申請者、権利者及び代理機構を含むと解される。

¹⁴ 管理規定第6条、第8条

¹⁵ 「特許申請行為をより一層厳格に規範化することに関する国家知的財産権局の通知」（「国家知识产权局关于进一步严格规范专利申请行为的通知」）第2条

¹⁶ 管理規定第7条

願行為に対抗するために、2019年に改正された商標法¹⁷では、使用を目的としない商標出願が、悪意の商標出願として却下対象とされている¹⁸。

ウ その他

その他、法律又は行政法規に違反して特許、商標の代理業務に従事し、国家知的財産権局の行政処罰を受けた場合や、虚偽の資料を提出し、又は重要な事実を隠蔽して知的財産権に対する行政確認を申請する行為をした場合等も、信用喪失行為として掲げられている。

(3) 信用喪失主体に対する管理措置

ア 管理措置の内容¹⁹

信用喪失主体に対して講じられる管理措置は以下のとおりである。

概要	内容
費用関連の措置	信用喪失主体の知財に関する財政支援プロジェクトの支給申請、特許又は商標の関連費用の減額申請が厳格に審査される。
優遇待遇や資格関連の措置	信用喪失主体に対する特許又は商標の優先審査等の優遇政策と便宜措置の適用が厳格に審査される。国家知的財産権局による優良・先進企業評価の参加資格、国家知財模範及び優越企業申請資格、並びに中国特許賞等の申請資格が取り消される。
監督管理や行政手続関連の措置	信用喪失主体は、重点監督管理の対象として各職能機構等からの検査を受ける頻度が増加し厳格に管理される。また、知財の関連行政手続において、信用喪失主体は信用保証制度を適用することができず、従来の実質審査を受けなければならない。
情報公開	各職能機構等は信用喪失主体の情報を知的財産権保護司に報告したうえ、知的財産権保護司は国家知的財産権局の全ての部署、機構に通知するとともに、国家知的財産権局公式サイトにおいて信用喪失主体の情報を公開する ²⁰ 。

イ 管理措置の実施期間

各職能機構等による管理措置（前述アの情報公開を含む。以下同じ。）の実施期間は原則として、いずれかの各職能機構等による行政文書の発行日から1年間である。

しかし、以下のいずれかに該当する場合には当該期間が延長され²¹、後述ウの信用回復の適用を受ける場合には短縮されることもある。

- 1年間の管理措置実施期間内に、信用喪失主体が、いずれかの各職能機構等から重ねて信用喪失行為を認定された場合、その管理措置の実施期間は最初の信用喪失行為に対する管理措置の満了日から最大2年間延長される（その結果、最大3年間の管理措置が実施され

¹⁷ 「商標法」

¹⁸ 商標法第4条

¹⁹ 管理規定第9条

²⁰ 管理規定第10条

²¹ 管理規定第11条

る)。

- 信用喪失主体が、多数の各職能機構等から同日に信用喪失行為を認定された場合、管理措置の実施期間は最大3年間まで延長される。
- 法律、行政法規及び政策がより長い実施期間を定める場合、これらの規定に従う。

ウ 管理措置の解除と信用回復

信用喪失行為の判断根拠となる行政文書が取り消され、又は違法若しくは無効と認められた場合、各職能機構等自ら、又は信用喪失主体の申請により、前述(3)アの情報公開時と同様に、各職能機構等から知的財産権保護司への報告、知的財産権保護司から全ての部署、機構への通知及び情報公開の終了を経て、管理措置が解除される²²。

また、信用喪失主体が、信用喪失行為の認定をされた日から6か月を経た後、信用喪失行為を是正し、関連義務を履行し、行為の結果を解消し、かつ重ねて信用喪失行為の認定を受けることがない場合、一定の信用回復不可事由²³に該当しない状況においては、信用喪失行為の該当判断を下した各職能機構等に信用回復を申請することができる。かかる当該申請が認められれば、前述の管理措置の解除手続が実施される²⁴。

(4) 嚴重信用喪失主体の認定と管理

以下のいずれかの場合には、国家知的財産権局により通常の信用喪失主体よりも嚴重な、嚴重信用喪失主体として認定される。

- 特許又は商標の代理機構がその代理行為によって重大な過料、営業許可証の取消し、若しくは営業停止等の比較的重い行政処罰を受けた場合
- 特許や商標の申請人や代理機構等が、履行能力を有するにもかかわらず、各職能機構等から受けた行政文書の履行を拒否し、若しくは執行から逃れる行為があった場合

この場合、申請人又は代理機構等は「市場監督管理嚴重違法信用喪失リスト管理弁法」²⁵に定める法的手続に従い、嚴重違法信用喪失リストに掲載されるとともに、国家知的財産権局の公式サイトと市場監督管理局が運営している国家企業信用情報公示システムで当該掲載情報が同時に公開される²⁶。

嚴重違法信用喪失リストに掲載された信用喪失主体については、前述(3)アで述べた管理措置が3年間実施される²⁷。

(5) 信用を守る主体に対するインセンティブ及び信用評価

前述(3)アで述べた信用喪失主体に対する管理措置とは反対に、3年連続で信用状況が良好な主体に対しては、行政手続における簡略・迅速・優先対応の待遇、費用面における財政支援の優先提供、監督管理における検査頻度を減らす等のインセンティブ措置が定められている²⁸。

²² 管理規定第12条

²³ 前回の信用修復からの期間が1年未満であること等

²⁴ 管理規定第13条、第14条

²⁵ 「市場監督管理嚴重違法失信名單管理办法」

²⁶ 管理規定第16条

²⁷ 管理規定第17条

²⁸ 管理規定第20条

知的財産権局では、今後も知財業界における信用評価（主体に対する信用等級を付ける等）制度を推進する動きもみられることから、今後の動向にも注目する必要がある。

◆ 情報安全技術 重要データ識別ガイドライン（意見募集稿）²⁹

国家市場監督管理総局、国家標準化管理委員会 2022年1月13日公表

1. 前提情報の整理

推奨性国家基準である「情報安全技術 重要データ識別ガイドライン（意見募集稿）」（以下「本ガイドライン」という。）は、現行法令等を踏まえて重要データを識別するための基準の制定を目的としてパブリックコメント募集の手續に付されたものである。直近では、2021年9月にも同一のガイドラインについて意見募集稿が公表されたが、今般改めて意見募集稿が公表されたことになる。

上記のとおり本ガイドラインは「重要データ」の識別、認定に関する指針であるが、現行法、又はこれまでに公表された各種法令の意見募集稿において定められている「重要データ」に関連する内容を整理すると以下のとおりである。

No.	法令等の名称及び公表日	主な関連内容	備考
1	サイバーセキュリティ法 ³⁰ (2017年6月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> 重要情報インフラの運営者は、中国国内の運営において収集した重要データを中国国内に保存しなければならない、確かに国外に提供する（越境移転）必要がある場合、関連規則に従って安全評価を受けなければならない（同法第37条） 	重要データの管理に関する最初の法律条項である。また、後述5のとおり、具体的なセキュリティ評価の方法はまだ制定中であるため、本法37条は事実上施行されていない。
2	データセキュリティ法 ³¹ (2021年9月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> 重要データ目録及び各地区や部門による重要データの具体的な目録の作成（同法第21条） 重要データの取扱者のセキュリティ保護責任（同法第27条） 重要データの取扱者によるリスク評価（同法第30条） 重要情報インフラの運営者及びその他のデータ取扱者それぞれによる重要データの越境移転に関する規則（同法第31条） 	本法にいう重要データ目録及び重要データの具体的な目録を制定する際に、本ガイドラインは重要な参考基準になると予想される。
3	ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿） ³² (2021年11月14日公表)	<ul style="list-style-type: none"> 重要データを取り扱うシステム、ネットワーク及び保存環境に関する保護要求（同条例第9条） 重要データの漏洩、毀損及び紛失等のセキュリティ事件におけるデータ取扱者の対応義務（同条例第11条） データ取扱者による重要データの共有、取引及び委託処理に関する規制（同条例第12条） 	本条例案は、重要データに関する単独の章（第4章）を設け、それに関する保護措置や監督管理等を数多く定め、今までの重要データに関するもっとも具体的な法令といえる。

²⁹ 「信息安全技術 重要数据识别指南(征求意见稿)」

³⁰ 「网络安全法」

³¹ 「数据安全法」

³² 「网络数据安全管理条例(征求意见稿)」

		<ul style="list-style-type: none"> 重要データ取扱者の合併、組織再編及び分割等に関する報告義務（同条例第14条） 各地区や部門がその地区、部門及び関連業界、分野のデータ取扱者による重要データの識別及び重要データ目録の作成を組織する（同条例第27条） 重要データ取扱者によるデータ安全責任者と安全管理機構の設置（同条例第28条） 重要データ取扱者の届出、安全教育、ネット製品とサービスの仕入、年度安全評価報告、重要データの越境移転等に関する諸義務（同条例第29条～第33条、第37条、第39条、第40条） 	<p>また、本条例案 27 条に基づく各地区や部門による重要データの識別細則及び目録の作成に関する規定の影響を受け、本ガイドラインは初案から今回までに大きな修正が行われた。その一つとして、各地の識別細則及び目録の作成に制限を与えられると思われる重要データの特徴に関する説明内容が削除された。</p>
4	ネットワークセキュリティ審査弁法 ³³ (2022年2月15日施行)	<ul style="list-style-type: none"> 重要データの漏洩、毀損、不法越境移転及び外国での悪意利用等が国家安全リスクの要素として、重要情報インフラの運営者のネット製品仕入、ネットプラットフォームのデータ処理及び国外上場に対するセキュリティ評価の対象とされる（同弁法第10条等） 	<p>重要データの不当利用を、国家安全に影響を与える要素と位置付けている。</p>
5	データ越境セキュリティ評価弁法（意見募集稿） ³⁴ (2021年10月29日公表)	<ul style="list-style-type: none"> 重要情報インフラの運営者に限らず、データ取扱者による重要データの越境移転についても、セキュリティ評価を受ける必要がある（同弁法第4条） 前述のセキュリティ評価の有期限は2年であり、重要データの提供方法、範囲や類型及び国外での用途等に変更が生じ、又は国外での保存期限が延長される場合、改めてセキュリティ評価を受ける必要がある（同弁法第12条） 	<p>重要データと個人情報の越境移転に対するセキュリティ評価の適用条件、評価方法等定める法令である。</p>

上記の通り、重要データに関する法規制が複数定められているが、少なくとも現在有効に施行されている法令においては重要データに関する明確な定義がなされたものはない。このような状況の中、主として以下の目的で、本ガイドラインは、2020年3月～2022年1月7日の約2年間にわたって、アメリカの NIST SP 800-59「国家セキュリティシステム識別指針」³⁵等の外国の関連ガイドラインを参照しながら、中国の実際の状況に応じて作成されたものである³⁶。

- 重要データの安全管理における適用対象と適用範囲の問題の解決
- 前述の各関連法令等に定める重要データに関する諸規制の運用の参考
- 各地区や部門による重要データの識別細則及び目録の作成の指導
- 重要データの管理や安全管理の強化への支援

³³ 「网络安全审查办法」

³⁴ 「数据出境安全评估办法（征求意见稿）」

³⁵ 「Guideline for Identifying an Information System as a National Security System」

³⁶ 本ガイドラインの編成説明（「信息安全技術 重要数据识别指南-编制说明」）

2. 要点とコメント

本ガイドラインは、主に①重要データの定義、②重要データを識別するための基本原則と識別要素、③各地区や部門が重要データの目録を作成する際に使用される「重要データ説明書式」³⁷を定めており、そのうちの重要データの識別基準と関連する①と②を整理すると以下のとおりである。

(1) 重要データの定義

重要データは、電子方式で存在し、一旦改竄、破壊、漏洩又は不法取得、不法利用された場合、国家安全、公共利益に危害を与える可能性があるデータをいい、国家秘密と個人情報を含まないが、大量の個人情報に基づいて形成された統計データ、派生データは重要データに該当する可能性がある³⁸。

(2) 重要データを識別するための基本原則

重要データを識別するにあたって遵守すべき原則は以下のとおりである³⁹。

概要	内容
安全への影響に焦点を合わせる	国家安全、経済運営及び社会安定等への影響の観点から重要データを識別するものとし、組織自身にとってのみ重要、センシティブな情報データは重要データに該当しない。
保護の重点を明確にする	データに対するランク分けを通じて保護の重点を明確にする。
既存の規定と連携させる	前述1.の各全国法令等及び上海市データ条例 ⁴⁰ 、深圳経済特別区データ条例 ⁴¹ 等の各地方の関連規定と連携して識別作業を行う。
リスクを総合的に考慮する	データの用途と対面するリスク等の要素に基づき、データの改竄や漏洩等のリスクを総合的に考慮し、機密性に限らず、完全性、利用可能性、真実性、正確性等の各方面からデータの重要性を識別する。
定量的、定性的な観点からの識別	国家秘密に至らない政府情報や金融情報のような数量と関係がない重要データ、及び個人情報のような一定数量に達した場合に重要となるデータのいずれも存在するため、データの類型や特徴に応じて識別方法を選択する。
動的な再評価	データの用途、共有方法、重要性等の要素につき変化が生じた場合には動的に重要データの識別を行い、定期的に識別結果の再評価を行う。

(3) 重要データを識別するための識別要素

重要データの識別を行うにあたっては、以下のような要素を考慮し、以下のいずれかの要素を有するものについては重要データとする⁴²。

No.	概要	具体例
1.	国家戦略の備蓄、応急動員能力を反映したもの	戦略物資の産能及び備蓄量は重要データに該当する。

³⁷ 「重要データ説明書式」

³⁸ 本ガイドライン第3.1条

³⁹ 本ガイドライン第4条

⁴⁰ 「上海市データ条例」

⁴¹ 「深圳経済特別区データ条例」

⁴² 本ガイドライン第5条

2.	重要情報インフラの運営又は重点領域の工業生産をサポートするもの	重要情報インフラの業界のメイン業務の運営をサポートするデータは重要データに該当する。
3.	重要情報インフラのサイバーセキュリティ保護状況を反映し、重要情報インフラに対するサイバー攻撃に利用されうるもの	重要情報インフラのサイバーセキュリティ方案、システム配置情報、メインソフトウェアとハードウェアの設計情報等に関するデータは重要データに該当する。
4.	輸出規制品目に関わるもの	武器や麻薬等の輸出規制品の設計、プロセス、製造方法等の情報及びソースコード、集積回路配置図、実験データ等はいずれも重要データに該当する。
5.	他の国又は組織による我が国に対する軍事攻撃に利用される可能性のあるもの	一定の精度要求を満たした地理情報は重要データに該当する。
6.	重点目標、重要場所の物理的セキュリティ保護状況又は公開されていない地理的目標の位置を反映し、テロリストや犯罪者による破壊行為に利用される可能性のあるもの	テレビ局、空港、インフラ施設等の重要セキュリティ単位、重要生産企業及び鉄道や石油パイプラインの国家重要資産の施工図、内部構造、セキュリティ等に関する情報、その他未公開の道路、空港等の情報は重要データに該当する。
7.	重要設備、システムコンポーネントのサプライチェーンを破壊し、APT攻撃等のサイバー攻撃に利用される可能性のあるもの	未公開の重要情報インフラの運営者の製品とサービスの仕入状況、及び未公開のサイバーセキュリティ前述の脆弱性は重要データに該当する。
8.	集団健康生理状況、人種集団の特性、遺伝情報等の基礎データを反映したもの	国勢調査資料、人類遺伝子資源情報等は重要データに該当する。
9.	国の自然資源、環境の基礎データ	未公開の水情情報、水文観測データ、気象観測データ、環境保護観測データは重要データに該当する。
10.	科学技術の実力に関わり、国際競争力に影響するもの	国防や国家安全に関わる知的財産権は重要データに該当する。
11.	センシティブな品目の生産取引及び重要装備の配備、仕様に関わり、外国政府によって中国に対して制裁がなされる可能性があるもの	重要企業の金融取引データ、重要設備の製造情報、及び国家重大工事の工事中における重要装備の配置、使用等の製造活動の情報は重要データに該当する。

12.	政府機関、軍工企業及びその他のセンシティブな重要機関に対して役務を提供する過程で生じる公開に適さない情報	軍工企業の比較的長い期間における車両使用情報は重要データに該当する。
13.	公開されていない政務データ、業務秘密、情報データ及び法執行司法データ	未公開の統計データは重要データに該当する。
14.	その他の国の政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、生態、資源、核施設、海外利益、生物、宇宙、極地、深海等の安全に影響を及ぼす可能性のあるデータ	

ネットワークデータセキュリティ管理条例の意見募集稿においても、重要データの定義及び具体例について定めているものの⁴³、本ガイドラインに列挙されている具体例の方がより詳細、具体的なものとなっており、必ずしも相互に内容が一致しているものではない。

サイバーセキュリティ法が施行されて以降、重要情報インフラの認定に係る国家基準、ガイドラインが制定されることが期待されて久しいが、重要データの判断に係る本ガイドラインが早期に正式に制定されることも期待されるところである。

執筆担当：田暁争、中城由貴

⁴³ ネットワークデータセキュリティ管理条例(意見募集稿)(网络数据安全管理条例(征求意见稿))第73条第3号

II. 中国法務の現場より

◆ 近時の中国の弁護士事情について

中国の弁護士数は、近時の司法部の発表によれば 57.6 万人、法律事務所数は 3.6 万に達している⁴⁴。日本の弁護士数は、43,206 人であるから⁴⁵、人口比（中国約 14.39 億人 日本約 1.25 億人）⁴⁶に照らすと、中国の弁護士 1 人当たりの人口（約 2,500 人）は日本の弁護士 1 人当たりの人口（約 2,890 人）を下回り、数字の上では、弁護士へのアクセシビリティは日本よりも中国の方が進んでいるともいえる。

日本では弁護士の大都市圏への偏在という問題があるが、中国でも同様のことはいえる。省・直轄市別のランキング⁴⁷では、北京や上海といった大都市圏への弁護士の集中が顕著といえる。

	省・直轄市	弁護士人数	人口 ⁴⁸	弁護士 1 人当たりの人口
1	広東省	52,920 人	約 1 億 2601 万人	約 1,940 人
2	北京市	38,720 人	約 2189 万人	約 570 人
3	江蘇省	30,971 人	約 8475 万人	約 2,740 人
4	上海市	30,895 人	約 2487 万人	約 800 人
5	山東省	28,902 人	約 1 億 0153 万人	約 3,510 人

なお、弁護士人数が最少なのは、チベット自治区の 447 人である。人口は約 365 万人であり、弁護士 1 人当たりの人口は約 8,170 人である。

同様の統計を日本の都道府県別にとってみると次のとおりである。日本の方が東京への弁護士一極集中と地方の弁護士過疎の問題が、より深刻であるともいえる。

	都道府県	弁護士人数	人口 ⁴⁹	弁護士 1 人当たりの人口
1	東京都	20,923 人	約 1384 万人	約 660 人
2	大阪府	4,787 人	約 884 万人	約 1,850 人
3	愛知県	2,080 人	約 776 万人	約 3,730 人
4	神奈川県	1,738 人	約 922 万人	約 5,300 人
5	福岡県	1,411 人	約 512 万人	約 3,630 人

なお、弁護士人数が最少なのは、鳥取県の 34 人である。人口は約 56 万人であり、弁護士 1 人当たりの人口は約 16,470 人である。

法律事務所の数だけで見ると、日本は中国の半分強であり、事務所数が多い反面、1 つの事務所当たりの人数が少ない。日本の統計では、1 人事務所が 11401 と全体の 61%（所属弁護士数で約 25%）を占めるが、中国では、個人事務所は約 30%、パートナーシップ制事務所が 66%であるとされ⁵⁰、日本よりも複数人で法律事務所を共同経営する傾向が強いといえる。

⁴⁴ http://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zcjd/202202/t20220207_447699.html.

⁴⁵ 2021 年 3 月 31 日現在。日弁連白書による (https://www.nichibenren.or.jp/document/statistics/fundamental_statistics2021.html)。

⁴⁶ 2020 年の人口統計による (<https://www.stat.go.jp/data/sekai/pdf/2021al.pdf>)

⁴⁷ インターネット上の記事に基づく (<https://new.qq.com/omn/20220127/20220127A0A4JV00.html>)

⁴⁸ 2020 年の国勢調査の結果に基づく (http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/202106/t20210628_1818822.html)

⁴⁹ 2021 年 1 月 1 日現在 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000762475.pdf)

⁵⁰ インターネット上の記事に基づく (<https://www.chyxx.com/industry/201908/767953.html>)

	中国 ⁵¹	日本 ⁵²
10人以下	22,226 (61.9%)	18,346 (98.4%)
11人から50人	12,469 (34.7%)	314 (1.7%)
51人から100人	772 (2.2%)	9 (0.05%)
100人超	428 (1.2%)	8 (0.04%)
合計	35,895	18,677

大規模事務所の人数ランキングの両国比較は次の通りである。

	中国事務所名	人数 ⁵³	日本事務所名	人数 ⁵⁴
1	盈科	11390	西村あさひ	620
2	大成	6780	長島・大野・常松	504
3	京師	5311	アンダーソン・毛利・友常	503
4	徳恒	3665	TMI 総合	493
5	錦天城	3436	森・濱田松本	487
6	煒衡	3006	ベリーベスト	220
7	国浩	2709	アディーレ	179
8	徳和衡	2519	シティーユーワ	162
9	中倫文徳	2160	渥美坂井	156
10	中倫	2150	大江橋	144

なお、中国で「紅圈所 (Red Circle)」と呼ばれる大手の法律事務所 (金杜、君合、方達、競天公誠、通商、環球、海問、中倫) は、必ずしも上記の人数ランキングの上位に来るとは限らない。

中国の大規模法律事務所の数が多い理由として、全国各地に拠点を設けており、しかも、各拠点においてそれなりの規模の人数を擁することが挙げられる。人数ランキングトップの盈科についていえば、全国に103の拠点を有していることが分かる⁵⁵。

日本において、弁護士の女性比率は19.3% (2021年) である。中国では、公式統計は見当たらないが、上海においては、約40%であるとされ⁵⁶、特に肌感覚においては、大手の法律事務所にて涉外業務に従事する弁護士は半分が女性、特に、若手では過半数を占めるような状況もある。

中国の司法制度は、文化大革命の時期に断絶があり、弁護士資格試験が導入されたのが1986年、法曹資格統一試験としての司法試験が導入されたのは2002年である。その頃の中国の弁護士の社会的地位はまだ高くなく⁵⁷、国際的な競争力も弱かった。2006年には、上海市律師協会外事委員会主任であった王小耘弁護士による「外国法律事務所中国駐在代表機構が重大な規則違反により法律事務活動に従事することに関する報告」が発表され、外資の法律事務所が、中国の優秀な若手弁護士を高給で引き抜き、アシスタントとして使いながら、M&Aなどのハイエンド業務を行い、中国国内のリーガルサービス市場を不当に奪っているとの指摘がなされた。

⁵¹ インターネット上の記事に基づく (<https://new.qq.com/omn/20220127/20220127A0A4JV00.html>)

⁵² <https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2021/1-4-1.pdf>

⁵³ インターネット上の記事に基づく (<https://new.qq.com/omn/20220127/20220127A0A4JV00.html>)

⁵⁴ <https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2021/1-4-1.pdf>

⁵⁵ 同事務所の公式ウェブサイトによる

⁵⁶ インターネット上の記事に基づく (<http://www.whb.cn/zhuzhan/cs/20200417/341405.html>)

⁵⁷ 1996年に弁護士法ができるまでは、弁護士は「国家の法律職業者」という地位であった。また、2000年頃に東京で行われた上海の弁護士の講演会において、「私の事務所の経費で最大の項目は、裁判官の接待費です」との発言があり、腐敗が一般的に見られたことが窺われる。

しかし、司法試験導入後の弁護士の能力の全体的なレベルアップ、海外経験や外資の法律事務所での勤務経験を有する弁護士が多く国内事務所に参画するようになったこと、中国の国力の増長などに伴い、2010年代からは、中国の法律事務所の大規模化、国際化、専門化が急速に進んだといえる。2012年の金杜と Mallesons との統合、2015年の大成と Dentons との統合などがその象徴的な例である。

かつては外資の法律事務所を警戒していた上海市律師協会も、2020年に新しい特別招待会員制度を導入し、作業委員会の執行部に外資の法律事務所の弁護士や外資企業の法務責任者を任命して、むしろその取り込みを図っている。

このように、中国の渉外法務をめぐる状況は、近時大きく変化をしている。そのような中で、各日系法律事務所も、中国法務に取り組む体制を強化している。当事務所としては、人員体制の強化とともに、勃興する中国の法律事務所との多角的な協力関係を構築し、日本及び中国のクライアントの皆様により良いサービスを提供できるように邁進する所存である。

執筆者：山根基宏

III. バックナンバー

過去1年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	連載・コラム
2022年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法修正草案（意見募集稿） 民事訴訟法の改正に関する決定 人民法院オンライン調解規則 	「2022年の注目しておくべき立法」
速報版（2022/1/25）	中国における育児休暇の導入について	
速報版（2022/1/6）	外資参入ネガティブリスト（2021年版）の施行について	
2021年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 児童化粧品監督管理規定 信用調査業務管理弁法 中華人民共和国税関輸出入貨物商品の分類管理規定（2021） 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第9回 取引契約の履行
2021年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法 自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定（試行） 税関登録登記及び届出企業信用管理弁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第8回 取引契約の交渉と締結
2021年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 化粧品生産経営監督管理弁法 市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法 重要情報インフラ安全保護条例 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第7回 法務DDの頻出事項④（人事労務）
速報版（2021/8/30）	中国の個人情報保護法について	
2021年7月号	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理に関する規定 市場監督管理行政処罰手続規定（改正）と市場監督管理行政処罰聴聞弁法（改正） 電子労働契約締結ガイドライン 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第6回 法務DDの頻出事項③（資産）
2021年6月号	<ul style="list-style-type: none"> 印紙税法 データセキュリティ法 反外国制裁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第5回 法務DDの頻出事項②（許認可・環境）
2021年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国海上交通安全法（改正） 薬品監督・管理能力の建設の全面的な強化に関する実施意見 香港特別行政区破産手続の承認・協力の試験的展開に関する意見 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第4回 法務DDの頻出事項①（組織）
2021年4月号	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入食品安全管理弁法 	中国法実務のイロハ

	<ul style="list-style-type: none"> 輸入食品国外生産企業登録管理規定 	<p>第四弾：企業買収のイロハ 第3回 法務 DD の実施方法</p>
2021年3月号	<ul style="list-style-type: none"> インターネット取引監督管理弁法 知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈 	<p>中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第2回 企業買収のプロセス</p>
2021年2月号	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン 企業名称登記管理規定（改正） 中華人民共和国行政処罰法（改正） 	<p>中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第1回 中国での企業買収の在り方</p>

-
- 発行
TMI 総合法律事務所

 - 編集・監修
山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴

 - 発行日
2022年2月28日
-

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/ケニア